

山梨県公報

第六百四十一号

令和八年

三月二十六日

木曜日

目次

告 示

- 山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定……………一四一
- 救急病院等の認定(二件)……………一四二
- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除……………一四二
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………一四二
- 道路の区域変更……………一四三
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)……………一四三
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(三件)……………一四三
- 土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除……………一五三
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の全部又は一部解除……………一五三

公 告

- 収去飼料の試験結果の概要……………一五三
- その他……………一五三
- 専門学校山梨県立農林大学校学則の一部を改正する規程……………一五五

告 示

山梨県告示第九十号

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第一百五十五条の二第四項の規定により、地域住民の生活上必要であるとして知事が指定する地方バス路線を次のとおり指定し、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間適用する。

令和八年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

運行系統名	起点	主な経由地	終点
一 甲府駅～野牛島～御勅使	甲府駅	野牛島	御勅使

二 敷島団地～伊勢町～小瀬スポーツ公園	敷島団地	伊勢町	小瀬スポーツ公園
三 敷島団地～昭和バイパス～山梨医大病院	敷島団地	昭和バイパス	山梨大学医学部附属病院
四 敷島(営)～グリーンライン～昇仙峡滝上	敷島営業所	グリーンライン	昇仙峡滝上
五 敷島(営)～竜王駅～昇仙峡入口・天神森	敷島営業所	竜王駅	昇仙峡入口・天神森
六 敷島(営)～御所循環～敷島(営)	敷島営業所	御所循環	敷島営業所
七 敷島(営)～山梨英和大学～石和温泉駅	敷島営業所	山梨英和大学	石和温泉駅
八 敷島(営)～後屋～山梨医大病院	敷島営業所	後屋	山梨大学医学部附属病院
九 甲府駅～十五所～鰍沢(営)	甲府駅	十五所	鰍沢営業所
十 小笠原下仲町～西野～中央病院	小笠原下仲町	西野	県立中央病院
十一 小笠原車庫～十五所～甲府駅	小笠原車庫	十五所	甲府駅
十二 甲府駅～十五所～フォレストモール	甲府駅	十五所	フォレストモール
十三 韮崎(営)～増富温泉郷	韮崎営業所	増富温泉郷	増富温泉郷
十四 韮崎駅～大草～甲府駅	韮崎駅	大草	甲府駅

十五	韮崎駅～敷島～甲府駅	韮崎駅	敷島	甲府駅
十六	河口湖駅～膳棚、旭日丘～御殿場駅	河口湖駅	膳棚 旭日丘	御殿場駅
十七	河口湖駅～市立病院、内野、平野～河口湖駅	河口湖駅	市立病院 内野 平野	河口湖駅
十八	富士山駅～精進湖、富士宮駅～新富士駅	富士山駅	精進湖 富士宮駅	新富士駅
十九	富士山駅～石和温泉駅、御坂トンネル～甲府駅	富士山駅	石和温泉駅 御坂トンネル	甲府駅
二十	河口湖駅～旭日丘～御殿場駅	河口湖駅	旭日丘	御殿場駅

山梨県告示第九十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和八年三月二十六日

一 救急病院の名称及び所在地
山梨県知事 長 崎 幸太郎

名称	所在地
独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院	甲府市朝日三丁目十一番十六号
峡南医療センター企業団富士川病院	南巨摩郡富士川町鯉沢三百四十番地

二 認定期限 令和十一年三月三十一日

山梨県告示第九十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和八年三月二十六日

一 救急病院の名称及び所在地
山梨県知事 長 崎 幸太郎

名称	所在地
都留市立病院	都留市つる五丁目一番五十五号

二 認定期限 令和十一年三月二十四日

山梨県告示第九十三号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として令和三年山梨県告示第二百四十三号により指定した区域の一部について、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定を解除する区域 韮崎市穂坂町三ツ澤字西坊来石五百六十四番二及び六百五十五番の各一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

山梨県告示第九十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月二十六日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 指定する区域 大月市七保町瀬戸字小俣川三十九番八の一部
 - 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

山梨県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和八年四月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 上野原丹波山線
- 道路の区域

区間	旧		新旧敷地の幅員 の別 (メートル)	延長 (メートル)
	上野原市桐原字下椿六四九六番一地先から 上野原市桐原字三二一山七二二五番五地先まで	四・七 四三・七		
新	一六・三	七四・〇	一六・三 七〇・二	一一八・一
	一六・三	七四・〇		

四 区域変更の期日 令和八年四月一日

山梨県告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 施行者の名称 山中湖村
- 都市計画事業の種類及び名称 富士北麓都市計画下水道事業山中湖村公共下水道事業施行期間 昭和五十四年三月一日から令和十四年三月三十一日まで
- 事業地
- 事業地
 - 収用の部分 昭和五十四年山梨県告示第七十二号の二、昭和六十年山梨県告示第八十八号、平成三年山梨県告示第九十八号、平成八年山梨県告示第六十四号、平成十二年山梨県告示第十五号、平成十三年山梨県告示第二百十七号、平成十八年山梨県告示第二百三十六号、平成十九年山梨県告示第五百五十八号、平成二十三年山梨県告示第九十三号、平成二十八年山梨県告示第二百二十号及び令和二年山梨県告示第九十七号の事業地に、山中湖村大字平野字中ノ儘、字古屋、字中尾、字長池、字不動坂及び字池畑並びに大字山中字沖新畑、字見通道下、字北畠、字大池、字諏訪堀、字南中原、字下り山及び字茶屋の段において事業地を変更する。
- 使用の部分 なし

山梨県告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 施行者の名称 西桂町
- 都市計画事業の種類及び名称 富士北麓都市計画下水道事業西桂町公共下水道事業施行期間 平成七年七月十七日から令和十四年三月三十一日まで
- 事業地
- 事業地
 - 収用の部分 平成七年山梨県告示第三百九号、平成十二年山梨県告示第五百二十一号、平成十六年山梨県告示第五百七十六号、平成十八年山梨県告示第二百二十九号、平成十九年山梨県告示第八十一号、平成二十二年山梨県告示第二百二十九号、平成二十四年山梨県告示第三百三十号、平成二十八年山梨県告示第一百八十八号、令和二年山梨県告示第一百七十七号及び令和五年山梨県告示第七十六号の事業地のとおり。
- 使用の部分 なし

山梨県告示第九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九條第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月二十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	指定事項	指定告示
山梨市	西沢溪谷の1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり（図面省略）	新規	
同	赤の浦の1	同	同	同	
同	芹沢の1	同	同	同	
同	徳和の1	同	同	同	
同	塩平の1	同	同	同	
同	塩平の2	同	同	同	
同	漆川の1	同	同	同	
同	下道の1	同	同	同	
同	赤芝の3	同	同	同	
同	大村上の1	同	同	同	
同	小田野の1	同	同	同	

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域	自然現象	区域の表示	指定	指定告示
同	小田野の3	同	同	同	
同	辻屋の1	同	同	同	
同	笠原の1	同	同	同	
同	中屋の1	同	同	同	
同	真智の1	同	同	同	
同	山本の3	同	同	同	
同	大沢の1	同	同	同	
同	堀の内の1	同	同	同	
同	堀の内の2	同	同	同	
同	隼の1	同	同	同	
同	隼の4	同	同	同	
同	隼の5	同	同	同	
同	隼の6	同	同	同	
同	矢坪の1	同	同	同	
同	矢坪の2	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	山梨市	
中屋の1	笠原の1	辻屋の1	小田野の3	小田野の1	大村上の1	赤芝の3	下道の1	漆川の1	塩平の2	塩平の1	徳和の1	芹沢の1	赤の浦の1		西沢溪谷の1	戒区域の名称
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		急傾斜地の崩壊	の種類
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		次の図のとおり(図面省略)	及び衝撃に關する事項
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		新規	事項

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
矢坪の2	矢坪の1	隼の6	隼の5	隼の4	隼の1	堀の内の2	堀の内の1	大沢の1	山本の3	真智の1						
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

山梨県告示第九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に關する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九條第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その關係図面は、山梨県土整備部砂防課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月二十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区	自然現象	区域の表示	指定	指定告示
------	---------	------	-------	----	------

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	身延町	
大平 1	内坪	大林	車田	田ノ入	大道 1	大石 4	中川原 1	蟹谷	中村	新居 2	新居 1	後山	上向 2	上向 1	域の名称	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	急傾斜地 の崩壊	の種類
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	次の図のと おり(図面 省略)	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	新規	事項

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
白子	大下	南沢 2	南沢 1	笠山 2	笠山 1	櫛尾	野土	宮ノ脇	滝沢	平林 2	平林 1	今井	蕨平 3	蕨平 2	蕨平 1	大平 2
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
田ノ上 1-3	鍛冶屋	宮の前 1	紙屋平	東六郎沢	西横手 1-4	西横手 1-3	中村 1-2	中村 1-1	宮林 1-1	向山	灯 1-2	灯 1-1	川平	富士島 1-2	富士島 1-1	宮ノ平	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
黒山沢	車田沢 1	清道沢	大道沢の 5	大道沢の 4	大道沢の 3	西林沢	水溢沢 1-2	水溢沢 1-1	中村沢	大道	川尻 1-3	川尻 1-2	川尻 1-1	堀田	下日向	田ノ上 1-4
同	同	同	同	同	同	同	同	同	土石流	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	新規	追加	同	同	同	同	同	同
										平成十九年山梨県告示 第六十三号						

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
間当沢	富士島沢	下日向沢	中の沢	中沢1	神明沢	照坂沢	日向川原沢	中畑沢	古屋敷沢	寺前沢	和田前沢	平林沢	上切沢	兎坂沢	今井沢12	今井沢1	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二 土砂災害特別警戒区域									
同	同	同	身延町	市町村名	同	同	同	同	同
新居1	後山	上向2	上向1	土砂災害特別警戒区域の名称	上屋敷沢	鍛冶屋沢1	西六郎沢	古屋敷沢1	大坊坂沢
同	同	同	急傾斜地の崩壊	自然現象の種類	同	同	同	同	立岩沢
同	同	同	次の図のとおり(図面省略)	区域の表示及び衝撃に関する事項	同	同	同	同	芝ノ平沢
同	同	同	新規	指定事項	同	同	同	同	小塚沢
				指定告示					門沢

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平林 1	今井	蕨平 3	蕨平 2	蕨平 1	大平 2	大平 1	内坪	大林	車田	田ノ入	大道 1	大石 4	中川原 1	蟹谷	中村	新居 2
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
灯 2	灯 1	川平	富士島 2	富士島 1	宮ノ平	白子	大下	南沢 2	南沢 1	笠山 2	笠山 1	柵尾	野土	宮ノ脇	滝沢	平林 2
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
川尻 1-3	川尻 1-2	川尻 1-1	堀田	下日向	田ノ上 1-4	田ノ上 1-3	鍛冶屋	宮の前 1-1	紙屋平	東六郎沢	西横手 1-4	西横手 1-3	中村 1-2	中村 1-1	宮林 1-1	向山
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
寺前沢	和田前沢	平林沢	上切沢	今井沢 1-2	今井沢 1-1	黒山沢	車田沢 1-1	清道沢	大道沢の 5	大道沢の 4	大道沢の 3	西林沢	水溢沢 1-2	中村沢	大道	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	土石流	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	新規	追加	
															平成十九年山梨県告示 第六百六十三号	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上屋敷沢	鍛冶屋沢 1	西六郎沢	大坊坂沢	立岩沢	芝ノ平沢	小塚沢	門沢	間当沢	富士島沢	下日向沢	中の沢	中沢 1	照坂沢	日向川原沢	中畑沢	古屋敷沢	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	早川町	市町村名
老平の 3	老平の 2	馬場の 2	戸川の 4	大島の 5	大島の 4	高住の 3	清岡の 3	白沢の 3	白沢の 2	土砂災害警戒区 域の名称
同	同	同	同	同	同	同	同	同	急傾斜地 の崩壊	自然現象 の種類
同	同	同	同	同	同	同	同	同	次の図のと おり(図面 省略)	区域の表示
同	同	同	同	同	同	同	同	同	新規	指定 事項
										指定告示

山梨県告示第百号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延支所に備え置いて縦覧に供する。
 令和八年三月二十六日
 山梨県知事 長 崎 幸太郎
 一 土砂災害警戒区域

二 土砂災害特別警戒区域

早川町	市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	指定事項	指定告示	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
白沢の2		羽衣の5 羽衣の4 羽衣の3 赤沢の3 赤沢の2 長畑の2 室草里の3 室草里の2					同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
急傾斜地							同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
次の図のと							同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
新規							同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		
室草里の3	室草里の2	稲又	細野の2	細野の1	原村の3	原村の2	老平の3	老平の2	馬場の2	戸川の4	大島の5	大島の4	高住の3	清岡の3	白沢の3			
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		の崩壊
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		おり(図面省略)
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		

同	同	同	同	同	同
羽衣の5	羽衣の4	羽衣の3	赤沢の3	赤沢の2	長畑の2
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同

山梨県告示第百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨市	七鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり（図面省略）	一部	平成二十年山梨県告示第三百九十三号
市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	解除事項	指定告示

山梨県告示第百二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九条第八項の規定

により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定を解除する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延支所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 土砂災害警戒区域

早川町	下湯島の1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり（図面省略）	一部	平成十九年山梨県告示第三百二十九号
市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	解除事項	指定告示

二 土砂災害特別警戒区域

早川町	下湯島の1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり（図面省略）	一部	平成十九年山梨県告示第三百二十九号
市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	解除事項	指定告示

公 告

● 収去飼料の試験結果の概要
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、令和八年二月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和八年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

製造事業場所等の 名称及び所在地	収去の場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試 験 結 果 の 概 要					備考	
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)		りん (%)
JA全農くみあい飼料株式 会社清水工場 静岡県静岡市清水区清開	JA全農くみあい飼料株 式会社山梨営業所八田中 継基地 山梨県南アルプス市下高 砂	くみあい配合飼料 甲斐ビーフ	令和八年二 月	一二・九	三・八	七・一	三・四	〇・八六	〇・六一	
同	同	くみあい配合飼料 子牛育成用はぐくみ パワー	同	二〇・九	二・六	七・二	五・九	一・五九	〇・六九	
中部飼料株式会社知多工場 愛知県知多市北浜町	三階屋株式会社 山梨県南アルプス市在家 塚	マル中印肉豚肥育用 配合飼料 愛知肉豚	令和八年一 月	二〇・九	二・五	四・四	五・七	一・八七	〇・九六	
同	同	マル中印中すう育成 用配合飼料 シンこつこ2	同	一七・八	三・〇	四・五	六・二	二・一三	〇・七四	
清水港飼料株式会社鹿島工 場 茨城県栖西市東深芝	富士飼料株式会社 山梨県北杜市白州町鳥原	まるス印肉牛用配合 飼料 肉牛肥育用ペレット	同	一三・四	二・八	三・八	五・三	二・一一	〇・六四	

注 試験結果の概要は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考欄に当該成分の過不足量（絶対量）を示す。

その他

専門学校山梨県立農林大学校管理者規程第一号

専門学校山梨県立農林大学校学則の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和八年三月二十六日

専門学校山梨県立農林大学校管理者

山梨県農政部長 樋田 洋樹

山梨県森林環境部長 齊藤 武彦

専門学校山梨県立農林大学校学則の一部を改正する規程

専門学校山梨県立農林大学校学則（平成二十年専門学校山梨県立農業大学校管理者規程第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 雑則」を「第九章 学校評価
第十章 雑則」に改める。

第十三条中「又は林業専門課程」を削る。

第十四条第一項第四号中「に相当する」を「と同等の」に改め、同項第七号中「修業年限が三年の」を「文部科学大臣が別に指定する」に改め、同項第八号中「に準ずる」を「と同等以上の」に改める。

第二十五条を第二十六条とする。

第九章を第十章とし、第八章の次に次の一章を加える。

第九章 学校評価

（学校評価）

第二十五条 学校教育の一層の充実を図り、目的及び社会的使命を達成するため、学校における教育活動等の状況について毎年度点検及び評価を行う。

2 前項の評価の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。
別表一中「加工実習」を「農産物加工実習」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番